

(規範5の2)

保安教育計画規範（指定消費者）【火薬庫の所有・占有しない指定消費者の場合】

火薬類取締法第29条の規定により当該消費者がその従業者に対する保安教育の計画は、火薬類取締法施行規則（以下「省令」という。）第67条の3及び第67条の6並びに本基準による。

1 教育目的

当該消費者の従業者に対して火薬類の消費その他の取扱い作業に関し保安上必要な事項を理解、徹底せしめ保安意識の高揚を図り、もって火薬類による災害の防止に資することを目的とする。

2 教育対象者

消費者は次に掲げる従業者の区分に従いその区分ごとに業務の範囲内容に応じそれぞれ適切な教育計画を作成して教育を実施する。

- イ 幹部従業者
- ロ 一般従業者
- ハ 未熟練従業者

3 保安教育の内容

保安教育を受ける従業者の区分に従い次に掲げる内容の保安教育を実施する。

(1) 幹部従業者及び保安関係従業者

ア 保安意識の高揚に関すること。

（愛知県及び愛知県火薬類保安協会等の開催する講習会に参加させる等して行う。）

イ 盗難予防その他火薬類の管理（特に残火薬類の措置）に関すること。

ウ 火薬類一般の性質の大要に関すること。

エ 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

（省令第21条の規定に基づいて行う。）

オ 庫外貯蔵場所の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

（省令第22条の規定に基づいて行う。）

カ 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

（省令第87条の規定に基づいて行う。）

キ 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類の性質の詳細に関するこ

ク 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類に関する消費の技術上の基準に関するこ

（省令第50条の規定に基づいて行う。）

ケ 火薬類の消費又は庫外貯蔵場所における火薬類の出納の記載に関するこ

（省令第52条第3項第12号、第52条の2第3項本文、第53条2号及び第56条の5並びに第16条の規定に基づいて行う。）

コ エからクまでに掲げること以外の火薬類取締法令中の必要な部分に関するこ

サ ウからコまでに掲げることのほか、火薬類の消費及びこれに付随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

(2) 一般従業者及び未熟練従業者

ア 前項ア及びイに掲げること。

イ 取扱おうとしており、又は現に取扱っている火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

(省令第21条の規定に基づいて行う。)

ウ 危険時における応急措置及び避難方法に関すること。

(省令第87条の規定に基づいて行う。)

エ 前項ケに掲げること。

オ 従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の管理及び発破の準備、これらに係る火薬類取扱所及び火工所、消費場所における取扱い、発破、電気発破又は坑道式発破に関する技術上の基準に関すること。

(省令第50条の規定に基づいて行う。)

4 保安教育の方法

取扱保安責任者その他火薬類の消費又はこれに付随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者が行う。

5 保安教育の時期

(1) 保安教育の時期

ア 保安教育は従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう

毎月 回
毎週 回
反復して行う。

イ 未熟練従業者については、前号の規定によるほか、その者が当該消費作業又はこれに付随する取扱いに従事する前に保安教育を実施する。

(注) 庫外貯蔵場所による貯蔵を行わない消費者については、3. 保安教育の内容中(1)のエ、オ及びケの「又は庫外貯蔵場所」並びに(2)のイを削除する。